4 認定申請手続

認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書を、その主たる事務所の所在地又は納税地の 所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出することとされています(措令 39 の 23 ④)。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります(措令39の23①九)。

◎ 認定を受けるための申請書及びその添付書類

		申書
記載事項	1	申請者(NPO法人)の名称及び主たる事務所の所在地又は納税地
	2	代表者の氏名
	3	その設立の年月日
	4	申請者(NPO法人)が現に行っている事業の概要
	5	その他参考となるべき事項

申請書の添付書類

- ① 寄附者名簿(実績判定期間内の日を含む各事業年度分)
- ② 認定を受けるための要件を満たしていることを説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (注) ①の書類については、初めて認定申請を行う場合のみ提出してください(措令39の23⑥)。

(参考1)

	国税庁長官が所轄庁から写しの提出を受ける書類
1	事業報告書
2	財産目録
3	貸借対照表
4	収支計算書
(5)	役員名簿
6	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
7	定款
8	認証に関する書類の写し
9	登記に関する書類の写し

(注)上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、NPO法の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定要件の一つとなっています(措令39の23①六、⑦一)。

(参考2)

所轄庁が国税庁長官に交付する書類

- 所轄庁の証明書
 - (注) 申請者 (NPO法人) について法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又はある旨を証明する書面をいいます(措令39の23①八、⑦二)。

◎ 提出部数

申請書及びその添付書類は、<u>正本に加え副本2通(合計3通)</u>を提出してください(措規22 の12③)。